

## 令和3年度 第1回 狹山市建築審査会 会議録

【開催日時】 令和3年10月13日（水）午後3時から午後4時

【開催場所】 新狹山公民館 第2学習室

【出席委員】 田中 一郎委員、村上 嘉康委員、草野 律子委員、  
町田 昇委員

【欠席委員】 遠藤 一博委員

【狹山市】 都市建設部：田中部長、太田建築審査課長

【特定行政庁】 建築審査課：粕谷主幹、志賀主任

【事務局】 建築審査課：鎌田主幹、桑原主査

【公開非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事】（要旨）

### 第1号議案

建築基準法第48条第7項ただし書許可について（諮問）

建築基準法第48条第7項ただし書許可について、特定行政庁が  
諮問した。

建築審査会の意見

「 同 意 」

### 第2号議案

建築基準法第43条第2項第2号の規定に関する包括同意による  
許可について（報告）

建築基準法第43条第2項第2号の規定に関する包括同意による  
許可について、特定行政庁が報告した。

## 【会議録】（質疑応答）

### 第1号議案

#### 建築基準法第48条第7項ただし書許可について（諮問）

##### （議案概要）

埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目1番18号埼玉トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長 嶋田 光剛から申請のあった、狭山市大字上奥富字戸張207番1、208番1、2、3、6、8、209番1、210番4、7（準住居地域）に自動車修理工場を増築する旨の許可申請について、準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認められるので、諮問した。

議長            それでは、第1号議案の諮問について、ご意見・ご質問等  
（会長）        ありますか。

委員            原動機を使用する作業時間は定められていますか。

特定行政庁     当事業所の営業時間は、10時から19時までとなっており、営業時間内に作業を終了するため、作業は18時30分までとなっております。

委員            その作業時間は、必ず守られるでしょうか。

特定行政庁     運営・営業等の計画書で定められ、原則厳守となります。

委員            それが近隣住民に周知されているのですね、その辺を注意したほうがいいということと、もう一点、敷地に進入する通路の幅が約6mですが、乗用車やトラックが国道16号線に停車して物品を積み降ろししたりするということはないですか。

特定行政庁     近隣の方には説明をしております。また、物品の積み降ろしは十分な空地があるので、必ずこの通路から中に入り、敷地内で行います。

委員            敷地東側に店舗があり、時間帯によっては出入りが混むが、その横に修理工場があることでさらに混むことが懸念さ

れるが、何か質疑がありましたか。

特定行政庁 特にありませんでした。

委 員 この事業所の定休日はいつですか。

特定行政庁 毎週月曜日です。

委 員 土日が営業日ですと、土日の午後などは混むことも考えられます。こうした修理工場が作られた時に一番大切なことは、安全面と近隣住民への配慮であり、それがよく吟味されているかについて確認させていただきました。

特定行政庁 再度、申請者へそうした意見を伝え、渋滞の発生等がないように考慮するよう指導します。

委 員 お願いします。

議 長 他にご質問ご意見ございますか。

(会 長)

委 員 埼玉県建築基準法施行条例（以下「県条例」という。）について、車庫等の出入り口と交差点の位置は問題ないということですね。

特定行政庁 はい、その通りです。

委 員 もう一点、危険物関係の扱いについて、量的に特に問題ないことを確認していますか。

特定行政庁 危険物はないことを確認しています。

委 員 具体的にはどのように内容を確認されているのですか。

特定行政庁 別添資料としていただいている工場調書の中で確認しております。

委 員 さらにもう一点、狭山市では過去にも何件か自動車修理工

場の建築許可の処分をされていますが、許可を受けて建築された自動車修理工場の定期報告等により、設備関係の移動や廃止について、今回や過去の案件も含め報告を受けていますか。

特定行政庁 過去に許可処分した案件について、建築後の状況変化は調べておりませんが、今回の案件では空気圧縮機について、準住居地域内の基準値ギリギリの数値であるため、機器の変更によって基準値を超えてくることも考えられることから、今後はそういった部分も含めて確認していければと思います。

委員 そうした状況も踏まえて、工場の維持・管理も含め、許可の段階で助言し、許可が下りればそれで良いとならないようにお願いしたい。

特定行政庁 承知いたしました。

議長 他にございますか。

(会長)

委員 案内図では、申請地西側に埼玉トヨタ自動車株式会社駐車場とあるが、当該敷地とは何か関係あるのですか。

特定行政庁 当事業所の社員駐車場であり、フェンスで分断され出入り口も当該敷地と別となっております。

委員 図面からは、交差点からかなり離れたところに入入り口を設けているが、将来的に、敷地境界線のフェンスがなくなりお客様の車もそちらに停めることになった場合、交差点の方から出入りする可能性もあるのですか。

特定行政庁 社員駐車場と国道及び県道とは高低差があるため、国道及び県道からは出入りできず、南側の生活道路からの出入りとなっております。申請地の出入り口については、県条例において、自動車修理工場で50㎡を超えるものは、6m以上の道路とする必要があるため、運営・営業等の計画書では、南側生活道路は使用せず、国道側から出入りすることとしております。

委員 承知しました。

議長 他にございますか。

(会長)

委員 一同 なし。

議長 それでは、各委員から出た意見は、きちんと申請者へお伝えいただくことを前提として、第1号議案について諮ります。

(会長)

諮問案件の建築基準法第48条第7項ただし書許可については、原案どおり同意することでご異議ありませんか。

委員 一同 異議なし。

議長 ご異議がないようなので、第1号議案については、同意することと決定します。

(会長)

それでは、以上をもちまして第1号議案について終了します。

## 第2号議案

### 建築基準法第43条第2項第2号の規定に関する包括同意による許可について（報告）

（議案概要）

東京都練馬区南田中一丁目7-3 レオパレスタツミハウス102号 関口 剛 より申請のあった、狭山市入間川二丁目2404番5の一戸建ての住宅を新築したい旨の許可申請については、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたので、許可したものを報告した。

議長 第2号議案につきまして、ご質問はございますか。

(会長)

委員 既存の建物及び西側の建物はどういう基準に基づいて許可したのでしょうか。

特定行政庁 既存の建物について、当時の建築主事による空地等の確認を行い判断し、建築確認を処分したと考えられます。また、

西側の建築物は、平成17年に建築審査会の諮問・答申を経て、建築基準法第43条ただし書き許可を受け、建てられたものであります。

委員 そのような処分実績であれば、問題はないと考えます。

議長 他にご質問はございますか。

(会長)

委員 一同 なし。

議長 以上をもちまして、第2号議案についても終了します。

(会長) 次に、議事の(3)その他として、事務局から報告事項等ありますか。

事務局 それでは、今年度で開催されました建築審査会に係る会議等の結果について、ご報告いたします。

まず、「埼玉県建築審査会連絡協議会」につきましては、今年度は狭山市が会長市となり、連絡協議会会長を田中会長に務めていただいております。こちらの総会及び連絡会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き、総会は書面開催、11月の連絡会議は中止となり、それぞれの内容について、田中会長から同意承認をいただいております。

次に、「全国建築審査会長会議」につきましては、同じく新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度は10月28日(木)に秋田県内において、現地参加者を必要最小限の人数にした上で、ライブ配信及び録画配信方式で開催し、オンラインで太田建築審査課長が出席予定です。また、令和4年度は千葉県内にて開催予定となっております。

議長 ありがとうございます。

(会長) 以上をもちまして、議事について、終了いたします。

以上